

七 払込金額	六	五	四	三	二	一	条成省			
	発行額の法	方法決定期額の法	募入方法	発行方法	振替法の適	の法規及び根拠適	条件等を次年とおり	平成十五年五月十日	令第三十号	国債の發行等
三百額発法五額発第う額りい各入利機用「成社号会條二財回利付國庫債券（三十一年）」	千八面行第万面行十ち面當も申札回関を振十債「計第十政融五百額た條、額た條財額るかみ行を日け法年五へ項年資八万で利第國で利第政で。らの競本る「法振條明及法資十円三付一債五付一融四そう争銀も」と律替第治び律金千國項整百國項資千のちに行のい第に一三国第特五債の理三債の資七応付ととう七關項十債百別千五百に規基億に規金億募募しすし十す九整一會三つ定金三つ定特円額利てる。の五る年理号計三百億いに特千いに別を回行そ規号法法基「法六て基別二て基會順りわの定。律律金第一別千はづ會百はづ計次のれ振の以へ第特十昭七八、き計十、き法割低る替適下平六別一和	利付國庫債券（三十一年）	財務大臣	谷垣禎一	大蔵省					

十四 初期利子

と平  
し成がをがに(一)外てだにりに座も係  
、十で乗適當の国取し百算つにのる發行時において、  
次六きじ用該算法得す、當該國債を發行時において、  
の年るたを非式人する者、金額(一)の算式の  
算三月に二十日より日算を支し、払した期  
と率人額記はいた額よの口るに

(二) 分出い記と所  
のし載し得  
は、前記(一)の算式の  
金額から(一)の算式の  
金額にものれ子

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{61}{365}$$

十 三 二	十一	十八
の經利 払過 込利 み子率	發 行行 価格	振額最 低額面 金

(一) 年十額平す額の振  
む十式は二四面成るの記替  
も号に、募・錢金十。整載法  
のによ払入一額五数又の規  
と規り込決定パ百額年十  
す定算金額のセセント  
るす出額の通年十一月二十  
るしにに加月一月二十  
期た通知ト  
日金えを  
に額、受  
払を次  
い第のた  
込二算者

五万  
万円  
円

二十九十八十六十五

払者入払元償償後第  
込札場利還還の二  
期參所金金期利期  
日加支額限子以

平成財務日額平利てを毎  
十五大臣本面成子、支年  
年から銀金四をそ払三  
十一月通知百五払日と二  
月二十日を受けた者  
日額十支の期月  
つ月六各及  
き二月支び  
百十間払九  
円日に期月  
屬に二  
すお十  
るい日

す次そが金  
る号の銀額  
期及翌行を  
日び営休支  
に第業業払  
つ十日日う  
い六にに。  
て号支当た  
同に払ただ  
じおうるし  
。いへと、  
て以き支  
規下は払  
定、期

額面金額× $\frac{2.1}{100} \times \frac{1}{2}$